

5月の無料相談

※祝日は除きます

相談名		日	時	場 所	主な相談内容(相談員)
市民法律相談		毎週火曜日	13:00～16:00	広報広聴課 (☎内線2376)	法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制
市民相談		月～金曜日	8:30～17:15		要望、苦情、意見など(担当職員)
司法書士相談		8日(水)	13:00～15:00		相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題(司法書士) ※予約制
総合労働相談		10日(金)	13:00～16:00	広報広聴課	労働・社会保険関係、労使トラブルなど(社会保険労務士) ※予約優先(☎029-226-3296)
心配ごと相談		水・金曜日	13:00～16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)
行政相談		15日(水)	13:30～15:30	ふれあいセンターながみね(☎830-5600)	国や法人・県に関する苦情、意見、要望(行政相談委員)
税務相談		14日・28日(火)	13:00～15:00	税理士会土浦支部 (☎824-5055)	税に関すること(税理士) ※予約制(予約時間10:00～14:00)
消費生活相談		月～金曜日	9:30～16:30	消費生活センター (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)
家庭児童相談		月～金曜日	8:30～17:15	こども福祉課 (☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員)
育児相談		月～金曜日	9:00～17:00	地域子育て支援センター さくらんぼ (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)
早期療育相談		月～金曜日	9:30～16:30	療育支援センターほか (☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談		火～日曜日	10:30～17:00	青少年センター(ウラ2 8階 ☎823-7838)	青少年についての困りごと(専任相談員) ※電話相談可
教育電話相談		月～金曜日	9:00～16:00	教育相談室 (☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員)
交通事故相談		月～金曜日 (水曜日は弁護士相談)	9:00～16:45 (13:00～16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所(☎823-1123)	交通事故に関すること(県委嘱相談員・弁護士)
人権相談		月～金曜日	8:30～16:00	法務局土浦支局 (☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)
生活相談		毎週水曜日	13:00～16:00	新治地区公民館 (☎862-2900)	生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)
ひきこもり専門相談		3日(月)	10:00～12:00	土浦保健所 (☎821-5516)	ひきこもりについての困りごと(専門医) ※予約制。日時が変更になる場合があります
精神保健相談		17日(金)	14:00～16:00		精神障害者の医療等に関すること(精神科医師) ※予約制。17日 2件まで 21日 1件まで 日時が変更になる場合があります
		21日(火)	10:00～12:00		
女性のための	フェミニスト相談	8日・15日・22日・29日(水)	11:00～15:40	男女共同参画センター(ウラ2 7階 ☎827-1107) 月曜休館	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門の女性カウンセラー) ※予約制
		11日(土)	10:00～15:00		
	法律相談	9日・23日(木)	13:30～15:30		法律が関係する困りごと(女性弁護士) ※予約制
	一般相談(外国人相談を含む)	10日・24日(金)	13:00～16:00		仕事、夫婦、家族など、女性を取り巻くさまざまな悩みごと(専門相談員) ※予約制
DVヘルプライン(電話相談)		16日(木)	13:00～16:00	☎827-2525	配偶者や恋人からの精神的・肉体的暴力など、女性のさまざまな悩みごと

協働のコーナー

問 まちづくり市民会議事務局
市民活動課内 ☎826-1111 内線2234

◎第42回花いっぱい運動コンクールを実施します

土浦市まちづくり市民会議では、花づくりを通して地域における環境美化と明るいまちづくりを推進すると共に、コミュニティの活性化を図り、「思いやり」と「ふれあい」の心を豊かにすることを目的として「花いっぱい運動」を展開しています。その一環として、例年花壇コンクールを実施し、すばらしい成果をあげている地域団体や学校などを表彰しています。

また、上位団体については、大好きいばらき県民会議(県)主催による「花と緑の環境美化コンクール」に推薦しています。

日頃から熱心に花壇作りに取り組んでいる、多くの団体の参加をお待ちしています。



【部 門】

○地域の部(道路に面している花壇)

町内会・自治会、事業所、各種公共団体など

○学校の部

市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校など

審査日/7月上旬から中旬(予定)

表彰式/8月中旬

申込方法/5月下旬に市ホームページに掲載する申込書に記入しメールまたは市民活動課へ直接

申込締切/6月18日(火)

◆コンクールに応募された団体には、参加記念品を贈呈するほか、表彰団体には賞状や副賞として表彰看板などを贈呈します。

